

評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 坪内宝珠会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、名誉会長・会長及び顧問をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される会議等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全評議員の報酬総額は、定款第8条で定める金額以内とする。

- 2 この法人の全理事の報酬等総額は、年間100万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬等総額は、年間100万円以内とする。
- 4 この法人の評議員及び役員等の報酬等は、別表「評議員・役員等の報酬等」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、評議員及び役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 評議員及び役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、出張に関する規則に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 評議員及び役員等の報酬等は、原則として、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年 6月21日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. 令和 2年 3月18日改正、施行する。
3. 令和 2年 6月23日改正、施行する。

別表「評議員・役員等の報酬等」(第4条関係)

役職名	報酬等の額
評 議 員	会議等への出席の都度：1人一律 20,000円
常勤理事	会議等への出席の都度：1人一律 20,000円 (給与等が支払われない場合に限る。)
常勤監事	該当者なし
非常勤理事	会議等への出席の都度：1人一律 20,000円
非常勤監事	会議等への出席の都度：1人一律 20,000円 監査の都度：1人一律 20,000円
名誉会長	会議等への出席の都度：1人一律 20,000円
会 長	会議等への出席の都度：1人一律 20,000円 (給与等が支払われない場合に限る。)
顧 問	会議等への出席の都度：1人一律 20,000円